

志木市景観規則（平成22年志木市規則第25号）

（趣旨）

第1条 この規則は、志木市景観条例（平成22年志木市条例第14号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出対象行為に係る届出書等）

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）を市長に提出することにより行われなければならない。

2 条例第4条第2項の規則で定める縮尺は、次の各号に掲げる図面の区分に応じ、当該各号に定める縮尺とする。

(1) 条例第4条第2項第1号の図面 縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 条例第4条第2項第3号の図面 縮尺1000分の1以上のもの

3 条例第4条第2項第4号及び同条第4項に規定する景観形成基準配慮事項説明書は、第2号様式のとおりとする。

4 条例第4条第2項第5号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 次に掲げる基準に適合する図書

ア すべての立面を表示した4面以上の立面図（市長が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。

イ 植栽により遮へいするときは、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。

ウ 鋼板等により遮へいするときは、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示（日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の3属性による色の表示をいう。以

下同じ。)が記載されていること。

エ 縮尺100分の1以上のものであること。

(2) 前号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記した図書

5 条例第4条第4項の規則で定める図書は、次に掲げる基準に適合する図書とする。

(1) すべての立面を表示した4面以上の立面図（市長が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。

(2) 建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

(3) 縮尺100分の1以上のものであること。

6 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書には、同条第2項第1号二の図書の添付を要しないものとする。

（適用除外となる規模）

第3条 条例第4条第6項第1号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 敷地面積が500平方メートル未満の建築物の新築、増築、改築又は移転の場合 当該行為の後の高さが10メートル（当該建築物が第一種低層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域をいう。）内に存する場合にあっては、軒の高さが7メートル。次号から第4号までにおいて同じ。）

(2) 敷地面積が500平方メートル以上であり、又は高さが10メートルを超える建築物の増築、改築又は移転の場合 当該行為により増加する建築面積が10平方メートル

(3) 敷地面積が500平方メートル未満かつ高さが10メートル以下の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩

の変更（以下「修繕等」という。）の場合 すべての規模

- (4) 敷地面積が500平方メートル以上であり、又は高さが10メートルを超える建築物の修繕等の場合 外観のうち、当該行為の対象となる面積が各立面の面積の3分の1
- (5) 工作物の新設、増築、改築又は移転（以下「新設等」という。）の場合 当該行為の後の高さが15メートル
- (6) 建築物に付設されている工作物の新設等の場合 当該行為の後の上端の地盤面からの高さが15メートル
- (7) 高さが15メートル以下の工作物（次号又は第10号に該当するものを除く。）の修繕等の場合 すべての規模
- (8) 建築物に付設されている工作物でその上端の地盤面からの高さが15メートル以下のものの修繕等の場合 すべての規模
- (9) 高さが15メートルを超える工作物（次号に該当するものを除く。）の修繕等の場合 外観のうち、当該行為の対象となる面積が各立面の面積の3分の1
- (10) 建築物に付設されている工作物でその上端の地盤面からの高さが15メートルを超えるものの修繕等の場合 外観のうち、当該行為の対象となる面積が各立面の面積の3分の1
- (11) 面積が500平方メートル未満の土地における物件の堆積（条例第4条第1項に規定する物件の堆積をいう。以下同じ。）の場合 すべての規模
- (12) 面積が500平方メートル以上の土地における物件の堆積の場合 堆積の高さが1.5メートル

（届出対象行為に係る事前の確認等）

第4条 条例第5条第1項に規定する事前確認を求めようとする者は、届出対象行為に係る事前確認等申出書（第3号様式）に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に掲げる図書のうち、市長が必要と認めるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 次のアからウ

までに掲げる図書

ア 省令第1条第2項第1号イからハまでに掲げる図書

イ 第2条第5項各号に掲げる基準に適合する図書

ウ 景観形成基準配慮事項説明書

(2) 条例第4条第1項の行為 次のアからオまでに掲げる図書

ア 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

エ 次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書

(ア) すべての立面を表示した4面以上の立面図（市長が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。

(イ) 植栽により遮へいするときは、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。

(ウ) 鋼板等により遮へいするときは、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

(エ) 縮尺100分の1以上のものであること。

オ 景観形成基準配慮事項説明書

2 条例第5条第2項の規定による通知は、届出対象行為に係る事前確認等の結果通知書（第4号様式）により行うものとする。

（変更届出書）

第5条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第5号様式）に、同条第1項の規定による届出に添付した図書（当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る2回目以降の変更であるときは、同条第1項及び第2項の規定

により届け出た際に添付した図書)のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したものを添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(勧告及び公表に対する意見)

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、勧告公表通知書(第7号様式)により行うものとする。

3 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者は、前項の勧告公表通知書の送付を受けた日から起算して10日以内(法第18条第1項本文の規定に違反し、又は違反するおそれがあると市長が認めるときは、5日以内)に、勧告の公表に対する意見書(第8号様式)により意見を述べなければならない。

(行為の着手制限の期間短縮)

第7条 条例第7条第2項の規定による通知は、行為の着手制限の期間短縮通知書(第9号様式)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第8条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第10号様式)を市長に提出することにより行うものとする。この場合において、当該通知には、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第4条第2項及び第4項の規定の例により図書を添付するものとする。

(変更命令書)

第9条 法第17条第1項前段の規定による命令は、変更命令書(第11号様式)により行うものとする。

(期間延長通知書)

第10条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第12号様式)により行うものとする。

(原状回復等命令書)

第11条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第13号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、第14号様式のとおりとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第13条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書(第15号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(景観重要建造物の指定の通知)

第14条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(第16号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の標識の設置)

第15条 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物指定標識(第17号様式)のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請)

第16条 法第22条第1項本文の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

（景観重要建造物の原状回復等命令書）

第17条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物の原状回復等命令書（第19号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第18条 条例第12条第4号の規則で定めるものは、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずることとする。

（景観重要建造物の管理改善の命令又は勧告）

第19条 法第26条の規定による命令又は勧告は、景観重要建造物の管理改善命令（勧告）書（第20号様式）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第20条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（第21号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

（景観重要樹木の指定の通知）

第21条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（第22号様式）により行うものとする。

（景観重要樹木の標識の設置）

第22条 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木指定標識（第23号様式）のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の現状変更許可の申請）

第23条 法第31条第1項本文の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

（景観重要樹木の原状回復等命令書）

第24条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木の原状回復等命令書（第25号様式）により行うものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第25条 条例第14条第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

（景観重要樹木の管理改善の命令又は勧告）

第26条 法第34条の規定による命令又は勧告は、景観重要樹木の管理改善命令（勧告）書（第26号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第27条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届出書（第27号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

（景観協定の認可の申請）

第28条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（第28号様式）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該景観協定に係る協定書の写し
- (2) 景観協定に関する調書（第29号様式）
- (3) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- (4) 当該景観協定の目的となる土地の位置を表示する図面（縮尺50,000分の1以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。以下「景観協定に係る位置図」という。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（景観協定の変更認可の申請）

第29条 法第84条第1項の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（第30号様式）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該変更後の景観協定に係る協定書の写し
- (2) 景観協定に関する調書
- (3) 当該変更後の景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- (4) 景観協定に係る位置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（景観協定の廃止認可の申請）

第30条 法第88条第1項の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（第31号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第88条第1項の合意を証する書類
- (2) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- (3) 景観協定に関する調書
- (4) 景観協定に係る位置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（景観整備機構の指定の申請）

第31条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（第3

2号様式)に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款
- (2) 指定を受けようとする年度の前年度（前年度の決算が完結していないときは、前々年度）の事業実績を記載した書類
- (3) 指定を受けようとする年度（当該年度の事業計画を決定していないときは、前年度）の事業計画を記載した書類
- (4) 指定を受けようとする年度の前年度（前年度の決算が完結していないときは、前々年度）の決算書の写し
- (5) 指定を受けようとする年度（当該年度の収支予算書を決定していないときは、前年度）の収支予算書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（景観整備機構の届出事項の変更の届出）

第32条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構届出事項変更届出書（第33号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

（その他）

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。